

第 5254 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2015年)平成27年 6月25日 木曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇨ 調査には机上調査も含まれるか

Q：調査には机上調査も含まれるとする裁決があったようですが、どのような内容だったのですか？

A：次のような内容でした。

【解説】

この事件は、請求人が期限後にした贈与税の申告に対して、原処分庁が無申告加算税を賦課決定したことに不服として争われたものです。

請求人は、国税通則法（通則法）第66条第5項《無申告加算税》に規定する「調査」とは、外部から認識することができる面接調査、すなわち質問検査権の行使をすることであり、部内資料の収集のような手続は「調査」には当たらないと主張しました。

これに対して、裁決では、通則法に規定する「調査」とは、課税庁が行う課税標準等又は税額等を認定するに至る一連の判断過程の一切を意味し、課税庁の証拠書類の収集、証拠の評価あるいは経験則を通じての課税要件事実の認定、租税法その他の法令の解釈適用を経て決定に至るまでの思考、判断を含む包括的な概念であり、税務調査全般を指すとしたうえで、税務職員が①署内資料の検討等により、請求人の贈与税の申告が必要であると判断していること、②贈与税の申告について、税理士に面談し、資料の交付や説明をしていることなどが認められるとして、請求人の主張を退けました。

